

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図れるような雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年3月1日～平成34年2月28日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

＜対策＞

- 平成31年 2月 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年 3月 制度に関するパンフレットを作成し社員に回覧
- 平成32年 3月 再度、社員に制度の周知・情報提供
- 平成33年 3月 再度、社員に制度の周知・情報提供

目標2：子どもの出生時における育児休業の取得を促進し、安心して職場復帰ができるように「育休復帰支援プラン」措置を実施する

＜対策＞

- 平成31年 2月 育児休業に関する規定の整備
- 平成31年 3月 制度に関するパンフレットを作成し社員に回覧
- 平成32年 3月 再度、社員に制度の周知・情報提供
- 平成33年 3月 再度、社員に制度の周知・情報提供

以上